

# 宇和島市地域防災計画の修正方針について

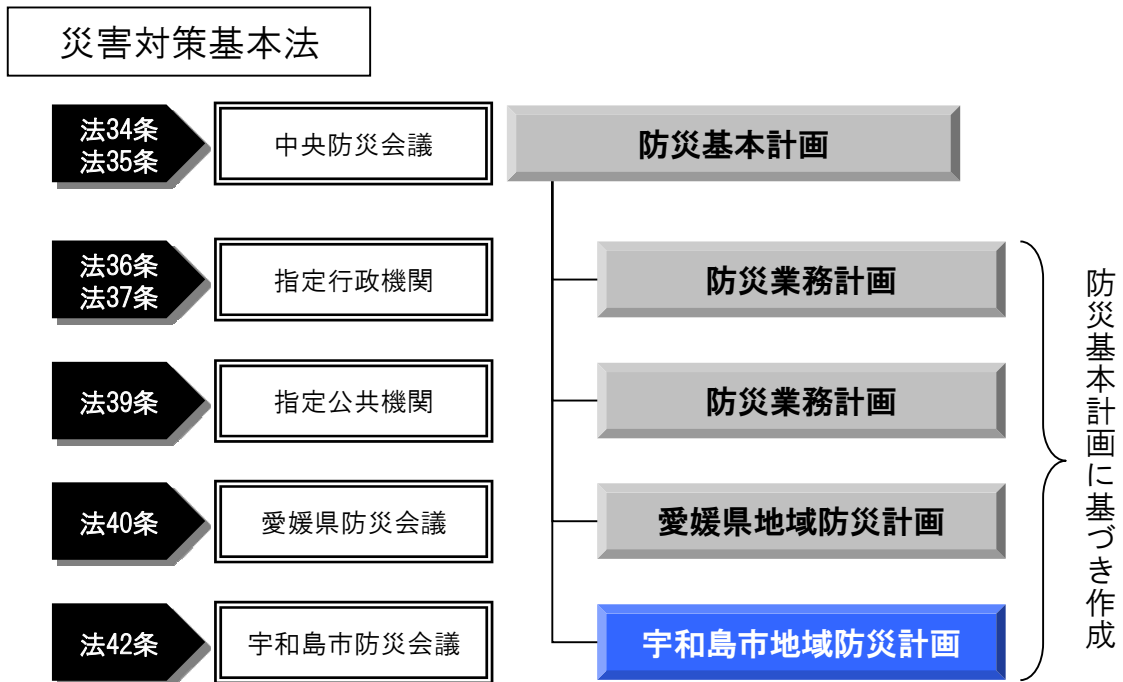
## 1. 宇和島市地域防災計画の位置づけ

宇和島市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、宇和島市防災会議が作成する防災に関する総合的な計画です。計画では、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、市・県・防災関係機関がその有する機能を発揮し、市域における各種の災害を未然に防止し、災害が発生した際の被害の拡大を防ぎ、適切かつ迅速に災害の復旧・復興を図るために必要な事項を定めています。

### 参考：災害対策基本法（抜粋）

(市町村地域防災計画)  
第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

### 参考：災害対策基本法に基づく防災計画の体系



## 2. 宇和島市地域防災計画改定の背景

近年の災害（熊本地震、九州北部豪雨等）の教訓や知見等を踏まえ、国における法律の改正や各種計画の見直しなどが行われています。また、平成 30 年 7 月豪雨により、本市においても甚大な被害が発生したことから、より一層の防災・減災対策の充実・強化が求められています。

このような法律の改正や新たに得られた知見、愛媛県地域防災計画の見直し等との整合を図るとともに、平成 30 年 7 月豪雨における本市の対応等を踏まえ、宇和島市地域防災計画の改定を行うものです。

### ■見直しにおける視点

#### (1) 国の法改正や計画の見直し

- ・災害対策基本法の改正（平成 27 年 8 月、平成 28 年 5 月、平成 30 年 6 月）
- ・防災基本計画の修正（平成 27 年 7 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 4 月、平成 30 年 6 月）
- ・水防法、土砂災害防止法等の改正
- ・避難勧告等に関するガイドラインの改正

#### (2) 愛媛県の計画の修正

- ・愛媛県地域防災計画の修正（平成 27 年 8 月、平成 29 年 3 月、平成 29 年 9 月、令和元年 6 月）

#### (3) 平成 30 年 7 月豪雨に関する対応検証を踏まえた修正

- ・避難勧告等の発令状況について
- ・市民の避難状況について
- ・災害関連死の発生について
- ・市の対応について

なお、本計画の修正をはじめ、市の防災体制の強化・充実に向け、職員（嘱託、臨時職員含む）を対象とした「平成 30 年 7 月豪雨に関する職員アンケート」を実施し、平成 30 年 7 月豪雨時の参集状況や災害対応の実施状況、実施における課題等の把握を行っています。

### 3. 宇和島市地域防災計画の主な改定事項

#### 3-1. 愛媛県地域防災計画の修正への対応

##### (1) 愛媛県地域防災計画の修正の状況

愛媛県地域防災計画の修正では、以下のような観点から見直しが進められています。

- ①災害対策基本法・防災基本計画（国）の改正を受けた見直し
- ②土砂災害防止法の改正に伴うもの
- ③水防法の改正に伴うもの
- ④避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴うもの
- ⑤愛媛県の計画等の策定等への対応
- ⑥平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果への対応

##### (2) 愛媛県地域防災計画との整合を図った主な修正点

愛媛県地域防災計画の修正との整合を図るため、宇和島市地域防災計画においては以下のような修正を行っています。

##### ①地方公共団体における業務継続計画の策定に関わる重要な要素

- ・業務継続計画においては、以下の6要素を確認することを記載。
  - ✓ 首長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制
  - ✓ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
  - ✓ 電気、水、食料等の確保
  - ✓ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
  - ✓ 重要な行政データのバックアップ
  - ✓ 非常時優先業務の整理

##### ②要配慮者利用施設の避難計画の作成促進

- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者による避難確保計画の作成を促進することを記載。

##### ③避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

- ・避難勧告等の伝達にあたり、対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき行動が分かるように設定することを記載。

##### ④物資集積場所の開設と輸送体制の強化

- ・県が開設する広域物資輸送拠点と市が開設する物資集積場所を経て、各指定避難所までの輸送ネットワークの形成等を図ることを記載。
- ・輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めることを記載。

#### ⑤罹災証明書交付体制の整備

- ・罹災証明書の効率的な交付のため、県と連携を図りながら当該業務を支援するシステムの充実を図り、その活用に向けた体制の構築に努めることを記載。
- ・住家等の被害認定調査について、調査・判定方法にばらつきが生じないよう研修会への参加や対応マニュアルの作成、被災市町間での課題共有等を行うことを記載。

#### ⑥路上放置車両等に対する措置

- ・緊急通行車両の通行等を確保するため、必要に応じて、県警察や道路管理者等による放置車両等の移動の措置等を行うことについて記載。

#### ⑦重要物流道路の啓開

- ・重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開の代行を国土交通省に要請することを記載。

### 3-2. 平成 30 年 7 月豪雨に関する対応検証を踏まえた修正

平成 30 年 7 月豪雨に関する対応検証を踏まえ、以下のような修正を行っています。

#### 対応検証

#### 避難勧告等の発令状況における対策

### ○避難勧告の判断・伝達、情報の収集

#### ①避難勧告等の判断・伝達マニュアル

- ・国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく「宇和島市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の適切な運用に努めるとともに、災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について、市民への周知徹底を行うことを位置付け。

- 宇和島市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの適切な運用  
国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき作成した「**宇和島市避難勧告等の判断・伝達マニュアル**」の適切な運用に努める。
- 宇和島市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し  
必要に応じて見直しを行うこととし、次の事項に留意する。
  - ・**避難のための準備や移動に要する時間**を考慮
  - ・**避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合**などを考慮
  - ・災害種別毎の避難勧告等の伝達文は、その**対象者を明確**にするとともに、**対象者ごとにとるべき避難行動が分かる**ように設定
  - ・可能な限り**多様な伝達方法、伝達先**を設定
  - ・刻々と変化する情報を**繰り返しわかりやすい言葉**で伝達

#### ②民間の気象情報の活用

- ・民間の気象会社等の情報サービスを活用することを位置付け。

- 民間の気象情報  
気象台からの情報に加えて、民間の気象会社等から提供される気象情報を活用することで、**より正確で、迅速な情報を得ることにより、避難勧告等の発令に寄与**

#### ③避難勧告等の対象とする河川

- ・水位周知河川である須賀川において、県による浸水想定区域の指定を受け、洪水予報等の伝達方法等を定めることを位置付け。

- 浸水想定区域の指定  
浸水想定区域の指定を受け、洪水予報等の伝達方法、指定避難所、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。
- 水位周知河川に指定されていない中小河川  
河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

#### ④タイムラインの作成

- ・発生前の気象状況等に応じて各機関が取るべき行動を時系列で整理する「タイムライン」の作成を位置付け。

##### ■タイムラインの作成

- ・風水害等の進行型災害に対し、県、市、防災関係機関が速やかに連携を図ることができるよう、発生前の気象状況等に応じて各機関が取るべき行動を時系列で整理した「タイムライン」を共同で作成。

### 対応検証

### 市民の避難等における対策

#### ○市民の避難行動

##### ①自らの命は自らが守る意識の高揚

- ・必要な事項等を記載した印刷物等の配布を通じて、市民の「自らの命は自らが守る」という意識を高めることを位置付け。

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等を記載した印刷物の配布等を通じて、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を高める。

##### ②危険の切迫性に応じた避難勧告等の伝達

- ・危険の切迫性に応じて、避難勧告等の伝達文の内容の工夫等を行うことを位置付け。

##### ■避難勧告等における工夫により、市民の積極的な避難行動の喚起

- ・危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫。
- ・避難勧告等の対象者や、対象者ごとに取るべき行動がわかるように伝達。

##### ③効果的な防災訓練の実施

- ・防災訓練の計画及び実施時期等について位置付け。

##### ■防災訓練の種別

「総合防災訓練」や「県・市町災害対策本部合同運営訓練」等の各防災機関が実施する訓練を整理。

##### ■防災訓練の実施時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施。

##### ■訓練の事後評価

訓練後は事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ改善を行い、次回からの訓練に反映。

## ○情報伝達の充実

### ①伊達なうわじま安心ナビ（スマホアプリ）の活用

- ・防災モードを搭載した宇和島市の公式アプリとして、市民への普及を図ることを位置付け。

#### ■伊達なうわじま安心ナビ（スマホアプリ）の活用

大規模災害が起こった場合に避難活動等を支援するための防災モードを搭載した宇和島市の公式アプリであり、市民への普及に努める。

- 緊急情報
- 防災スポット検索
- 安否確認
- ハザードマップ

### ②防災ラジオの普及

- ・情報伝達手段として、防災ラジオ等の普及を図ることを位置付け。

被災者等への情報伝達手段として、特に防災ラジオ等の普及を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

## ○市民の防災意識高揚対策

### ①市民に対する防災知識の普及

- ・現行の地域防災計画においても「市民が的確な判断にもとづき行動できるよう、防災講座の開催等により、防災に関する知識の普及・啓発を図ること」を位置付けており、更なる推進を図る。

#### ■啓発の内容

- ・気象災害に関する基礎知識
- ・災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ・早期自主避難の重要性に関する知識

等

#### ■啓発の方法

- ・広報うわじまの活用
- ・映画、ビデオ教材の利用
- ・防災訓練の実施
- ・各種ハザードマップ等の利用

等

## ②防災マップや伊達なうわじま安心ナビの活用

- ・防災マップや伊達なうわじま安心ナビ（スマホアプリ）を活用して土砂災害警戒区域等のハザード情報について周知を図ることを位置付け。

### ■防災マップの活用

- ・避難行動等に活用されることが重要であり、認知度を高めていく工夫。
- ・防災マップの作成に当たり、市民も参加する機会を設ける等の工夫。

### ■伊達なうわじま安心ナビ（スマホアプリ）の活用

- ・ハザードマップの情報として、土砂災害警戒区域の情報を搭載予定（令和元年度対応予定）。

## 対応検証

## 災害関連死対策

### ○要支援者対策

#### ①要支援者の支援対策（個別計画の作成、戸別訪問等の実施等）

- ・避難行動要支援者名簿の作成等に基づき、個別の避難体制の確立を図っていくことを位置付け。

### ■避難行動要支援者名簿の作成

- ・防災担当部局と福祉担当部局が連携しながら**避難行動要支援者名簿を作成**。
- ・**名簿の定期的な更新と適切な管理**。

### ■個別計画の作成

- ・自主防災組織及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、**一人ひとりの個別計画の作成**。

### ■戸別訪問等の実施体制の確立

- ・災害発生後に支援を必要とするよう配慮者等の把握と丁寧なケアを行うため、**戸別訪問等を行うための実施体制**の確立。
- ・災害時における人的資源の確保として、「災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿」への登録を促す。

#### ②要支援者の支援対策（保健衛生活動における人的資源の確保）

- ・災害時における要支援者対策におけるマンパワーの確保に向け、「災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿」への登録を行うことを位置付け。

### ■「災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿」への登録促進

- ・在宅の保健師や助産師、看護師、栄養士、介護福祉士等の協力を速やかに得られる体制の構築に向け、「**災害時保健衛生活動への協力保健師等名簿**」への登録を促す。

### ■災害時の協力依頼

- ・災害発生時には名簿の登録者に対し、協力可否を確認し、要配慮者の見守りや避難者の健康管理・健康相談等への協力を依頼する。



### ③指定避難所の見直しと環境の改善等

- ・平成30年7月豪雨災害により被災し使用できなくなった避難所があったため、避難所の確保に努めるとともに、避難所の環境改善を行う。

#### ■指定避難所の確保

大規模な災害時には、避難所の収容不足が想定されることから、**旅館・ホテル等の民間施設との事前協定による避難所としての活用**。

#### ■災害種別に応じて指定されていることの周知

指定緊急避難所は、**災害種別**に応じて指定がなされていること等の周知。

#### ■環境改善

指定避難所においては、バリアフリー化の推進に努める。

備蓄計画に基づき、指定避難所に必要な**資材・機材の計画的な配備**と必要に応じた見直し。

### ④福祉避難所の確保

- ・福祉避難所の確保に向けた検討を進めるとともに、避難所から福祉避難所への避難の速やかな実施を行うことを位置付け。

#### ■福祉避難所の確保について

- ・福祉避難所の確保に向け、**福祉避難所として利用可能な老人福祉施設や障害者支援施設等の把握**。

- ・民間の社会福祉施設等の場合は、**福祉避難所の指定に関する協定の締結**に努める。

#### ■福祉避難所への避難

##### (1) 要配慮者の把握

- ・避難所の責任者は、要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

##### (2) 福祉避難所への避難

- ・指定避難所での避難生活が困難な要配慮者は、福祉避難所への避難を行う。

##### (3) 福祉避難所の開設

- ・市は、事前に指定した福祉避難所の管理者に対して開設を依頼。

- ・社会福祉施設等の管理者や関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保や設備・器具等の調達・確保に努める。

## ○災害対策本部事務分掌の見直しと業務カテゴリー（チーム体制）構築

## ①災害対策本部事務分掌の見直し

- ・平成 30 年 7 月豪雨の災害対応等を踏まえ、災害対策本部の事務分掌を見直し。

## ■事務分掌の見直し

平成 30 年 7 月豪雨の災害対応等を踏まえ、班ごとの分掌事務の調整。

## ■業務カテゴリーごとの活動体制

横断的な協力体制や柔軟な組織運営を促すため、業務カテゴリーごとの体制図・体制表を追加。  
この業務カテゴリーの災害応急対応は、縦割りの各部・各班にまたがった業務を協力して実施することで、被災者に寄り添った、より大規模な災害にも対応できる体制として構築する。

## ②職員の意識向上

- ・市職員一人ひとりが災害時の応急・復旧活動に対応できるように、現行の地域防災計画においても「市職員に対する教育」が位置付けられており、更なる教育活動に努める。

## ■市職員に対する教育

的確かつ円滑な防災対策の推進等に向け、研修会等を通じて教育する。

- ・地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- ・災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ・職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び任務分担） 等

### ③宇和島市災害復興本部の設置

- ・災害発生後、広範囲及び長期にわたり復興に関する対応が求められる際には、「宇和島市災害復興本部」の設置を行うことを記載。

**■市災害復興本部の設置及び廃止**

- ①被災状況等から、今後、**広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると想定**され、市長が災害復興本部を設置する必要があると判断したとき、市長を本部長とする**宇和島市災害復興本部を設置し、復興計画の策定や復旧・復興事業の実施に当たっての総合調整**を行う。
- ②災害復興本部は災害対策本部と併設できる。
- ③各種対策が多岐にわたる復興に係る計画の策定や各種復興事業を、総合的かつ迅速に推進するため、**庁内における復興対策に関する意思決定機関**として設置する。
- ④本部長が復興に係る事業の進捗状況から、本部設置の目的が達成されたと認めるとき、災害復興本部を廃止する。

**■市災害復興本部の組織**  
復興グループは、右図の構成を基本とし、災害の状況等を踏まえて本部長が決定する。

```

graph TD
    A[本部長] --- B[副本部長]
    B --- C[統括調整G]
    C --- D[生活支援G]
    C --- E[インフラ復旧G]
    C --- F[産業復興G]
    C --- G[廃棄物対策G]
    C --- H[防災・減災推進G]
    C --- I[現地支援G  
※必要に応じて設置]
  
```

### ○受援体制の構築

#### ①受援計画の策定

- ・災害が発生した場合に、救助機関や他の地方公共団体からの職員の支援を受け入れ、効果的な応急・復旧対策の推進を図るため、受援計画の策定に努めることを記載。

自衛隊・消防・警察などの救助機関等や他の地方公共団体からの職員の支援を受け入れ、効果的な応急・復旧対策の推進を図るため、愛媛県広域防災活動要領等との連携を確保しながら、支援受け入れの基本的な体制や手順等を定める**受援計画の策定**に努める。

#### ②カウンターパート方式による災害対応

- ・災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定に基づき、県内市町村の連携体制を構築するとともに、カウンターパート関係となる県内市町との平時からの関係構築を位置付け。

**■県内市町との連携強化**

- ・「災害時における愛媛縣市町相互応援協定」及び「災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル」に基づき、県内市町との連携強化を図る。
- ・**カウンターパート関係となる県内市町との平時からの関係性を構築することで、災害時における実効性の確保。**

## ○企業支援受け入れ態勢の構築

### ①企業等の災害支援職員（災害サポーター）の受入

- ・大規模な災害が発生した際には、企業等の災害支援職員（災害サポーター）を募集することを位置付け。

#### ■企業等の災害支援職員の定義

**企業等の災害支援職員（災害サポーター）とは、大規模災害が発生した際に、企業や関係団体等から職員の派遣を受け入れ、市の災害関連業務に対して無償で支援を受けるもの。**

#### ■業務内容

(1) 応急給水 (2) 物資集積場所の運営、搬送支援 (3) その他の支援が必要な業務

## ○被害状況等の収集と二次災害対策

### ①被害状況等の情報の収集

- ・職員の現地調査に当たっては、荒天時等での対応が求められる可能性もあることから、安全第一の行動を位置付け。また、各部・班の連携による効率的な調査を実施することを記載。

#### ■被害状況調査方法

職員の現地調査に当たっては、荒天時等での対応が求められる可能性もあることから、**職員一人ひとりが自らの安全を第一に行動**するよう努める。また、調査に当たっては、**各部・班が連携を図り、効率的に実施**する。

#### ■住家等被害

住家等被害調査の結果は、罹災証明等の基礎となる情報となることから、**災害の状況を踏まえた適切な調査計画を立案**するとともに、**調査員に対して調査方法等の周知**を図ることとする。

#### ■事前の準備

被害状況の調査から整理、分析までを見据え、**あらかじめ調査様式等の作成**を進めておく。



## ②指定避難所以外の避難所の活用と情報把握

- ・現行の計画においても、「指定避難所以外の避難所についても安全性を確認のうえ活用する」ことが位置付けられており、適切な避難所の確保に努める。
- ・車中泊避難者を含め、避難所以外の避難者の情報把握に努めることを位置付け。

### ■避難所の設置場所

必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

### ■避難状況の把握

指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中泊避難者を含めて、指定避難所以外の避難者等に係る情報の把握に努める。

## ③地域の核となる組織・人材育成

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害時における玉津地区の避難所運営体制などを参考に、地域が主体となった防災体制づくりに努めていくことを位置付け。

### ■人材育成

- ・防災リーダー養成のための研修会等の開催、防災士の資格取得を促進。
- ・防災士の連絡会の設立に努める。

### ■地区防災計画

- ・防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築、地域が主体となった避難所運営体制の検討等自発的な防災活動の推進、地区防災計画の作成。

## ④備蓄倉庫の位置の見直し

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害を含めた過去の災害や予想される災害リスクを踏まえて、備蓄倉庫の設置場所を見直していくことを位置付け。

### ■備蓄場所

必要に応じて過去の災害や予想される災害リスクを踏まえて、備蓄倉庫の設置場所の見直し等を行う。



## ○物資供給体制の整備と災害時の輸送対策

### ①物資供給体制の整備

- ・各指定避難所等に緊急物資を届けるため、災害時物資供給マニュアルの作成等により緊急物資の供給体制の整備に努めることを記載。

各指定避難所に確実かつ迅速に救援物資等を届けるため、愛媛県救援物資供給マニュアルとの整合を図りながら災害時物資供給マニュアルの作成を行うとともに、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の候補地の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保（配送業者等との協定の締結）
- (3) 被災者に物資を確実かつ迅速に届けるため、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の促進

### ②緊急輸送等における民間の所有車両・船等の活用

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害時の対応において、活魚運搬車や魚運搬船等での輸送が効果的であったことから、災害時における協力体制を構築することを位置付け。

#### ■緊急輸送等における車両等の調達

市内の水産事業者等が所有する活魚運搬車や魚運搬船等の活用が効果的であることから、あらかじめ協定等の締結に努める。

### ③指定避難所以外の避難者への物資等の供給

- ・指定避難所以外の避難所へ避難した避難者への対応として、指定避難所への届出により、物資の供給等を行うことを位置付け。

#### ■物資の需要の把握について

在宅の給食困難者や指定避難所以外の避難所への避難者については、原則として指定避難所へ届出するものとする。

#### ■物資の供給について

指定避難所の管理責任者は、在宅の給食困難者や指定避難所以外の避難所への避難者の届出を受け、「緊急物資調達及び配分計画」に基づき、物資の供給を調整する。

#### ■避難所情報の収集体制の構築

各地区の公民館単位で、地域の指定避難所や指定避難所以外の避難所の責任者を明確にし、避難所情報の収集体制を構築する。これにより、災害時に指定避難所以外の避難所の避難者数や必要物資等の情報を集約し、物資の供給等の調整を行うこととする。

#### ④海上輸送等への対応

- ・孤立地区に対する海上輸送等の効率的な実施に向け、水産事業者や関係団体等とあらかじめ協定等の締結に努めることを位置付け。

##### ■孤立地域等への輸送

海上からの輸送が効果的かつ安全に実施できる場合は、**水産事業者や関係団体等とあらかじめ協定等の締結**に努め、事業者等の協力を得て、海上輸送を実施する。

#### ○応急仮設住宅の対応

##### ①応急仮設住宅の速やかな確保

- ・災害発生時に速やかな応急仮設住宅の確保が図れるよう、県と連携を図りながら、事前に応急仮設住宅の建設候補地の抽出や配置計画の検討等を実施することを位置付け。

災害発生時に速やかな対応が可能となるよう、県と連携を図りながら、**あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地の抽出や配置計画の検討**等を行う。

#### ○廃棄物処理体制の確保

##### ①ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保

- ・災害廃棄物の仮置場の候補地を定めるとともに、円滑な搬入・分別等を行うためのレイアウト等の検討を行うことを位置付け。

市は、災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

- 1 災害時に大量の発生が予想されるごみ等の一時集積場所について、候補地等を検討し、必要な準備を行う。
- 2 災害廃棄物の**仮置場の候補地を定めるとともに、円滑な搬入・分別等を行うためのレイアウト等の検討**を行う。
- 3 廃棄物の応急処理計画を定めるとともに、清掃のための資材について準備する。
- 4 災害時に発生するがれき等の処理体制を整備する（**民間事業者等との協定の締結等**）。
- 5 市民への仮置場等の案内、**分別の徹底に向けた啓発方法等の検討**を行う。
- 6 市民に対し、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。



### 3-3. その他の修正

#### (1) 防災気象情報と警戒レベル

- ・気象庁から「警戒レベル」が発表されることになったことを踏まえ、市民への周知や自らの避難の判断を促すことを位置付け。

#### (2) 南海トラフ地震に関連する情報

- ・気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されることになったことを踏まえた対応を行うことを位置付け。